株式会社 保健科学西日本 一般事業主行動計画

【行動指針】

株式会社保健科学西日本(以下、当社)は、2005年に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするために、一般事業主行動計画を策定する。

【行動計画】

計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

1. 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働 基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

[目標]

次世代育成に関わる当社諸制度を周知する。

[対策]令和5年4月~

当社諸制度を整備し、入社時に制度の説明を行う。

2. 育児休業復帰後の離職低減

「目標〕

育児休業復帰後3年以内の離職率10%以下にする。

[対策]令和5年4月~

管理職への教育を行い、対象者が相談しやすい環境をつくる。

3. 働き方の見直しによる労働条件の改善

[目標]

所定外労働時間を1人当たり月10時間以内にする。

[対策]令和5年4月~

各部門の業務作業改善を行い、所定外労働時間を短縮する。